

保護者 様

歯科治療費助成金のお知らせ

柏市教育委員会学校教育課

本市では、学校の管理下において前歯を負傷した場合、前歯の補てつ（クラウン、ブリッジ等）にかかる治療費の一部を助成しています。

助成を受けるには、対象者として認定を受ける必要がありますので、以下のとおり申請してください。

詳しくは、各学校の養護教諭にお問い合わせください。

○対象となる人

- ・ 負傷した日に柏市立小中学校に在学する児童生徒

○対象となる治療および金額

- ・ 学校の管理下において前歯を負傷し、補てつの治療が必要な場合に助成します。（例）授業、学校行事、部活動、校外学習、登下校、給食等

助成金の対象となる治療	助成金額
負傷の日から起算して180日後の日の属する月の末日までに自由診療により治療した場合	自由診療に係る費用の額
負傷の日から起算して180日後の日の属する月の末日を超えても自由診療による治療が必要な場合	負傷した前歯1歯につき7万円

※前歯とは犬歯から犬歯までの上下計12歯をいいます。

※自由診療は主に保険外診療を指します。

※助成金の支給は1件の負傷につき30万円が上限となります。

※上記どちらの治療も対象となる場合は金額が高い方を支給します。

○申請方法

「柏市児童生徒歯科治療費助成制度申請書」に必要事項を記入し、「歯科治療明細書」をかかりつけの歯医者に記入してもらい、学校に提出してください。

○申請期限

前歯を負傷した日から3年以内に申請してください。